

今日から始めようコマメ生活

ごみ出し質問箱

市に問い合わせが多いごみの出し方についての質問をまとめました。
みなさんも家族と一緒に確認してみましょう。

- Q** 市役所に行かなくても、クリーンセンターに粗大ごみを持っていけると聞いたのですが…

A はい。昨年から、前もって市役所で許可証を取らなくても、直接クリーンセンターにごみを持ち込めるようになりました。

Q 指定ごみ袋に入らないごみはどうすればいいの？

A 袋に入らないごみは粗大ごみとなります。粗大ごみはクリーンセンターに直接持ち込むか、収集業者に予約をし、シールを購入して指定された収集日に出してください。

Q 使い捨てライターを処分したいんですけど…

A 中身を使い切ってから「もえるごみ」として出してください。
- Q** スプレー缶を処分したいんですけど…

A スプレー缶はそのままではごみに出せません。使い切って、風通しのよい屋外で缶に穴を開けてから、その他の「もえないごみ」として出してください。

Q 合併前の指定ごみ袋がまだ残っているんですけど…

A 旧1市2町の指定ごみ袋は、現在の糸島市のごみ袋として使えます。詳しくは下記までお尋ねください。
みなさん、今年もマナーを守って、ごみをきちんと出してくださいね。

問い合わせ 糸島市生活環境課
☎(332)2068 FAX(321)1139

段ボールコンポスト「すてんなな君」体験レポート

12

糸島市在住の「すてんなな君」を実践している人のコメントを紹介しています。

わが家の活用方法 徳安 敏之さん(前原西)

私が「すてんなな君」のことを知ったのは、妹から「兄ちゃん、すてんなな君を使うと生ごみは減るし、畑の肥料にもなるし、一石二鳥よ」と勧められたことがきっかけです。

そこで、早速、JAアグリへ行き、使用方法を詳しく聞いて購入しました。

使い始めて、最初はかなり苦労しましたが、分からないことがあるたびに妹やJAアグリに尋ねながら、たい肥を作ることができました。

出来あがったたい肥を、家の畑に5回ほど入れ、トマト、キュウリ、ピーマン、ナス、ゴーヤといった無農薬野菜が収穫できたときは、まさに感無

量でした。

また、畑を耕していると、ミミズが出てきて、これまた、びっくり。そのときに、「すてんなな君から生まれたたい肥は、効果があるんだ」と確信しました。

今では、生ごみが出るたびに「あー、これはすてんなな君行きやね」がわが家の合言葉になっています。

これからも、生ごみが減り、素晴らしいたい肥ができるすてんなな君を、もっと活用していきたいですね。



高額療養費の申請期限は、診療を受けた月の翌月1日から2年間です。
医療機関の領収書を月ごとに整理して、申請漏れがないか確認してみましょう。
今回は、70歳以上75歳未満の人の、具体的な計算例をご紹介します。

計算上の注意点

●月ごと(月の1日から末日まで)に計算します。

申請の仕方

申請者 世帯主または同居の親族

申請に必要なもの

国保の保険証、預金通帳など振込先を確認できるもの、印鑑(シャチハタ不可)、医療費の領収書。
申請場所 市役所国保年金課、一丈・志摩支所の総合窓口課
※高額療養費制度についての詳細は、広報「いとしま」10月1日号をご覧ください。

表1 自己負担限度額(月額)(70歳以上75歳未満)

所得区分	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者 ※①	44,400円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。4回目以降の場合44,400円。
一般 ※②	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ ※③	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※④	8,000円	15,000円

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(332)2071

※①「現役並み所得者」とは、同一世帯に住民税課税所得(所得から地方税法上の各種控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)を行った額)が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国民被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。また同一世帯内に後期高齢者医療制度に移行した人(旧国保被保険者)がいて高齢者国保単身世帯になった場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国保被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人も申請により「一般」の区分と同様となります。

※②「一般」とは「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない人

※③「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

※④「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

計算例1 外来のみの場合

(70歳以上75歳未満の個人単位の計算)

●Aさん 71歳(低所得者Ⅱ)
(外来限度額8,000円)

12月診療分	病院へ支払った金額
〇〇外科	4,000円
〇〇歯科	2,500円
〇〇内科	3,200円
〇〇薬局	800円
外来合計	10,500円

高額療養費支給額の計算

(外来支払計) (外来限度額) (支給額)
10,500円 - 8,000円 = 2,500円
2,500円が支給されます

計算例2 外来+入院の場合

(70歳以上75歳未満の世帯単位の計算)

●夫Bさん 74歳(一般)外来のみ

10月診療分	病院へ支払った金額
△△病院・外来	3,000円
△△薬局・外来	1,200円
外来合計	4,200円

●妻Cさん 73歳(一般)入院のみ

10月診療分	病院へ支払った金額
〇〇病院・入院	44,400円

高額療養費支給額の計算

①まず、Bさんの外来のみで限度額を超えているか確認します。
Bさんの支払った金額は4,200円。限度額12,000円を超えていないため、高額療養費の支給はありません。

②Bさん(外来)とCさん(入院)を合わせて、世帯単位で限度額を超えていないか確認します。

③Bさん(外来)とCさん(入院)を合わせて、世帯単位で限度額を超えていないか確認します。

(Bさん外来) (Cさん入院) (世帯支払計)
4,200円 + 44,400円 = 48,600円
(世帯支払計) (外来+入院の限度額) (支給額)
48,600円 - 44,400円 = 4,200円
4,200円が支給されます